

令和7年度南相馬市公共施設太陽光発電設備等導入事業 仕様書

1. 目的

市では2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す「南相馬市ゼロカーボンシティ宣言」を表明するとともに、ゼロカーボンシティの目標達成に向けて、市民・事業者・行政が連携して温室効果ガスの排出削減を推進していくため、その実行計画として「南相馬市ゼロカーボン推進計画」を策定したところである。

「南相馬市ゼロカーボン推進計画」では、2030年度までに再生可能エネルギーを導入する公共施設の割合を50%以上と掲げており、本事業は、PPA方式（※）により、公共施設に太陽光発電設備を設置し、市へ電力を供給する事業者（以下、「事業者」という。）の選定について、公募型プロポーザル方式により実施するもの。

※PPA方式

対象施設等に、発電事業者が自己負担により太陽光発電設備及び附帯設備を設置、所有した上で運転・維持管理等を行い、発電した電力を当該施設等に供給する契約方式

2. 事業の内容

（1）対象施設

- ①南相馬市役所 北庁舎（南相馬市原町区本町二丁目3—2）
- ②ひばり生涯学習センター（南相馬市原町区本陣前三丁目60—2）

（2）事業期間

①設備等設置工事

令和8年6月30日（火）までに設置工事を完了し、電力を供給できる状態にするものとする。

②事業期間

契約開始から設備の撤去完了までを事業期間とする。設備の事業期間は、運転開始から最長20年とし、電力供給開始は令和8年7月1日（水）を予定する。

ただし、上記の①設備等設置工事、②事業期間において、行政許認可調整、資材納期、国庫補助事業等の理由により、設備の導入時期を変更する場合には、市と事業者で協議のうえ、決定する。

（3）基本事項

- ①事業者は、対象施設の既存カーポート屋根上、敷地等に対して設計・施工した太陽光発電設備（以下、「発電設備」という。）を導入し、発電した電力の供給を行う。また、運用期間において運転・維持管理を行う。
- ②事業者は、設備の設置にあたり、設備設置対象場所に係る行政財産使用の許可を受け、提案を基に設計・施工した設備を導入する。導入にあたり、発電設備の設計・工事監理業務、工事に関連する手続き及びその他設備の設置・運用に必要な関連業務を行う。

- ③事業者は、発電設備に異常があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、すみやかに市へ連絡し、機能の回復を行う。
- ④事業期間終了後の設備の取り扱いについては、事業期間終了2年前を目安に市と協議の上決定することとする。
- ⑤事業者は、事業期間終了後に撤去する場合や発電設備が使用できなくなった場合等は、関係法令に基づき適正に処分又は再利用等を行い、原状回復を行う。また、その結果を市に報告すること。
- ⑥本事業は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（以下、「国交付金」という。）を活用し、事業者に対して、市から補助金（以下、「市補助金」という。）を交付する。対象施設への発電設備等の設置に対して、市から市補助金が交付されることを前提とし、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号）の交付要件・規定に基づいた事業提案を行うこと。なお、太陽光発電設備で発電した電力量の50%以上自家消費することを要件とする。
- ⑦対象施設に供給された電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、市に帰属するものとする。
- ⑧事業者は、電気事業法に基づき、本設備における電気主任技術者の選任が必要な場合は、保安規程を作成し、市に確認のうえ、国に届出を行うこと。

（4）契約単価等

- ①市は、運用期間中、施設に供給された電力使用量に、契約単価を乗じた代金を事業者に支払う。
- ②電気料金は、月毎に市が定める方法により事業者から市に請求する。
- ③契約単価構成は、電力使用量に対する電力料金単価のみとし、月別又は時間帯別に異なる単価を設定できないものとし、基本料金単価の設定および最低使用料金の設定は、行わないものとする。
- ④契約単価には、発電設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。また、施設の使用料は発生しない。なお、契約単価は、原則、契約期間中において一定額とし、現状の電気需要量及び単価をもとに算定し、現状の単価より同額以下の単価となる提案をすること。提案した単価が契約単価となるものではないので注意すること。
- ただし、当該事業期間中に、施設の使用状況等が変化し電気使用量が著しく低下する場合は、市と協議の上単価の見直しをすることも可能とする。

（5）対象施設の使用料

対象施設は行政財産の一部であることから、地方自治法第238条の4第7項及び南相馬市市財務規則（平成18年規則第37号）第179条に基づき、行政財産の使用許可を受けることとし、対象施設の使用料については、原則、全額免除とする。

3. 発電設備工事前の調査・手続

(1) 現地調査

対象施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施すること。

(2) 構造調査

①発電設備を設置した際に発生する荷重増加等の影響について、別途、市から提供する資料等を踏まえ、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して施設の耐久性が問題ないことを書面により報告する。

②積雪荷重の計算では、建築基準法施行令第 86 条第 3 項に基づく垂直積雪量を用いること。また、台風等の気象条件への耐久性についても配慮すること。

(3) 発電設備容量等検討

発電設備の容量は、調査結果や電力シミュレーションに基づき精査し、対象施設に適切な容量を満たすものとする。発電した電力については、対象施設において最大限自家消費できるように提案するものとする。

なお、配置可能エリアについては提供資料内の配置図を確認すること。

(4) 各種関係手続等

①事業者は、構造確認、発電設備容量検討、現地調査を行い、建築基準法等の各種法令の規定に適合していることについて、必要に応じて所管官庁へ確認を行った上で、その内容が確認できる書類を市に提出すること。

②事業にあたって、各種法令の規定に基づき届出等手続きを要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続きを行うこと。特に、発電設備設置に係る建築基準法の高さ制限や消防法の規制については十分留意すること。

③対象施設の特性を踏まえ、できる限り施設の利用者等に影響が小さくなるよう工法及び工程を検討すること。工程の検討にあたっては、利用者の予約状況等を踏まえ興行が行われる日・時間帯を避け、十分な配慮を行うこと。具体的な工事日程等については、市及び施設管理者と協議のうえ決定すること。

④市が（1）～（3）の調査結果等を確認し、設備設置可能と判断後、事業者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項及び南相馬市財務規則第 179 条に基づき、設備設置対象箇所に係る行政財産使用許可を受けること。なお、行政財産の使用許可は事業期間中、毎年申請し許可を得ること。

4. 設備の設置

事業者は、設備工事前の調査・手続を行ったあとに、対象施設への設備の設置を行う。設置の条件は以下のとおりとする。

(1) 太陽光発電設備

①太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第 39 条及び JIS C8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震そ

の他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。

- ②太陽光発電設備及び付帯設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うものとする。
- ③太陽光発電設備はJET認証を取得したものであること、又はJET認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。
- ④太陽光発電設備のうち、ソーラーカーポートについては利用者が駐車する際に円滑な入出庫が可能な製品とし、また配置についても考慮すること。

（2）その他の事項

- ①事業者は、対象施設を本事業以外の用途に使用してはならない。
- ②設備の設置及び撤去時に既存設備を破損した場合は事業者負担で修復を行うこと。
- ③事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、当該施設の使用許可を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において当該施設から設備を速やかに撤去する。
- ④契約期間中、設備の設置・維持管理の瑕疵に起因する既存施設の破損が発覚した場合は、事業者の負担で修復を行うこと。
- ⑤事業期間終了後、又は設備導入された施設の廃止の場合等により設備が使用できなくなった場合、事業者は事業者負担で設備を撤去する。撤去により既存設備を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。また、撤去した設備については関係法令に従って適切に処理すること。
- ⑥事業者は、対象となる施設管理者等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行う。内容等については市と協議のうえで決定する。

5. 工事の実施

工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠して施工する。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

【標準仕様書】

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

また、設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。設備の設置の条件は以下のとおりとする。

- （1）設備設置時には、防水施工方法が分かる書面を作成し、施設の防水機能に影響が無いよう施工する。また、設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任及び負担で必要な措置を取る。
- （2）日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施す。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行う。

- (3) 事業者は施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF形式データ）、工程表等を市に提出し、確認を受ける。
- (4) 施工にあたり、市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出する。
- (5) 施工にあたり、市の所有施設の利用や安全に支障が起きないよう、施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施する。
- (6) 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせない計画とする。
- (7) 設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、市との協議により決定する。設備には、施設の電気工作物と識別ができるよう、要所に本事業のものであることが分かるような表示を行う。
- (8) 設備の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、市と事前協議を行い、当該施設の電気主任技術者の指示に従うこと。また、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、ちらし等）を作成し、市に提出すること。
- (9) 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行う。
- (10) 工事完成時には、現場で市の確認を受ける。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を1部作成し、市に引き渡すこと。なお、完成図面は、PDF形式のデータを提出する。

6. 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

事業者は、発電設備による電力供給・維持管理・報告を行う。また、非常時においては適切な対応を行うものとする。条件については以下のとおりとする。

- (1) 事業者は、市及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等の協議を行ったうえ、発電設備の維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出する。さらに、発電設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行う。なお、毎年1回以上点検を行い、風雨や積雪等による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとし、その結果を市に報告すること。
- (2) 事業実施中に市による改修工事等により施設に雨漏り等が生じた場合には、事業者は原因究明に協力する。原因が事業者による発電設備設置に起因する場合には、事業者負担により速やかに修復する。
- (3) 事業実施中に市により改修工事等を実施する場合、事業者は必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。なお、一時撤去、保管、再設置に伴う費用負担が発生した場合、市の費用負担とするが、設備の一時的な運転停止期間に関しては、事業期間に含まれないものとし、事業期間を延長することができる。市は運転停止期間の売電収入補償は行わない。
- (4) 事業期間中に施設の移譲、売却や閉鎖などを行う場合は、撤去費用及び残存期間における売電収入補償は、市と協議のうえ、決定することとする。
- (5) 大規模地震、大型台風等の発生後は、速やかに発電設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

- (6) 事業実施中に近隣や施設の無線やテレビ・ラジオの受信等に支障が生じた場合は、事業者は原因究明に協力する。原因が事業者による発電設備設置に起因する場合には、事業者負担により速やかに対策を講じ、結果を市に報告すること。

7. 関連法令等の遵守

事業者は、本事業の工事及び維持管理の実施にあたっては、関連する法令等を遵守すること。

8. 責任分担の基本事項

上記（1～6）を含め、事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については「別表1リスク分担表」及び下記のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

- (1) 事業者は、本事業により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、市へ写しを提出すること。

また、市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、市が責任を負うべき合理的な理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

- (2) 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合又は事業期間が終了した場合は、事業者の費用負担により発電設備及びその他付帯設備の撤去を行い、施設の原状回復を行うものとする。

- (3) 事業者は本事業上、知り得た内容、情報等を市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

9. その他

- (1) 本事業の遂行上必要となる資料については、必要に応じて市から提供するものとする。この場合、事業者は本事業以外の目的には使用せず、事業完了後には、事業者の責任において市へ返却もしくは適切に処分すること。
- (2) 事業の進行に合わせて適宜協議を行うこと。協議をした場合、事業者は議事録を作成し相互に確認したものを市に提出すること。
- (3) 事業者は、国交付金の申請、報告等にあたり市が求める資料作成やデータ提供に協力すること。
- (4) 事業者は、発電設備を公開し、施設見学等がある際は、説明員の派遣等協力すること。
- (5) 本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは市と事業者で協議して決定するものとする。

10. 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

別表1 リスク分担表

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りがあるもの	○	
	提案内容の未達	事業の提案によって定めた目的が達成できない場合		○
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更		○
	保険	維持管理期間のリスク保証をする保険		○
	事業の中止・延期	市の指示（事業者に起因するものを除く）	○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	
		設備構築に必要な許可等の遅延によるもの	○	○
	事業者の事業放棄、破綻によるもの	事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
計画・設計段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	物価変動	○	○
	設計変更	市の提示条件の変更によるもの	○	
		事業者の判断によるもの		○
	資金調達	必要な資金の確保に関するこ		○
工事前段階	第三者賠償	工事における第三者の損害賠償義務		○
	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	物価変動	○	○
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	設計変更	市の提示条件の変更によるもの	○	
		事業者の判断によるもの		○
	工事遅延・未完工	市の責による工事遅延・未完工による事業開始の遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による事業開始の遅延		○
	工事費増大	市の指示によるもの	○	
		事業者の判断によるもの		○
	性能	要求仕様不適合		○
支払	支払遅延	事業開始前に工事目的物に関して生じた損害		○
		事業開始前に工事に起因し設備に生じた損害		○
維持管理関連	支払	電気料金の支払の遅延によるもの	○	
		市中金利の変更		○
	計画変更	施設の用途変更等、市の責による事業内容の変更	○	
		事業者の責による計画変更		○
	立ち入り許可	必要な施設や設備への立ち入りができない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大		○
	対象設備の損傷	市の故意・過失に起因する設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する設備の損傷		○
対象施設の損傷及び障害	対象施設の損傷及び障害	市の故意・過失に起因する施設の損傷及び障害	○	
		事業者の故意・過失に起因する施設の損傷及び障害		○
	不可抗力	火災・天災などの不可抗力による設備等の損傷	○	○
関保連障	性能	要求仕様不適合		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害		○